

国選付添報告書（書式4-6① H30. 4. 1版）

弁護士 一般・スタッフ（登録番号 ） 提出日 年 月 日

少年	氏名			裁判所名	家庭裁判所	支部
	事件番号	年(少)第	号	選任日	年	月 日
	調整	<input type="checkbox"/> 被疑者国選段階から担当(<input type="checkbox"/> 検察官送致となり、公訴提起にかかる国選弁護人となった)				
	非行事実 (罪名・罰条)					
事件の種別	<input type="checkbox"/> 検察官関与なし(単独) <input type="checkbox"/> 検察官関与なし(合議) <input type="checkbox"/> 検察官関与あり					
併合された追送致 (追送致書等があれば、 写しを添付)	<input type="checkbox"/> 有	①事件番号	年(少)	号	非行事実(罪名・罰条)	
		②事件番号	年(少)	号	非行事実(罪名・罰条)	
終局決定日	年 月 日					
決定主文	認定した非行事実(罪名) <input type="checkbox"/> 上記と同じ <input type="checkbox"/> 別罪→罪名()					
	<input type="checkbox"/> 不処分 <input type="checkbox"/> 保護観察(一般短期) <input type="checkbox"/> 保護観察(交通短期) <input type="checkbox"/> 保護観察(一般) <input type="checkbox"/> 少年院送致(<input type="checkbox"/> 第1種 <input type="checkbox"/> 第2種 <input type="checkbox"/> 第3種) <input type="checkbox"/> 検察官送致(逆送) <input type="checkbox"/> 児童自立支援施設送致					
試験観察	<input type="checkbox"/> 有					
審理加算	審判出頭日	立会時間		備考 注)参照	審理内容 (出頭した期日の内容に○)	
	月 日	:	~	:	休延()分 ① : ~待機	実質審理(あり/なし) 決定言渡しのみ
	月 日	:	~	:	休延()分 ① : ~待機	実質審理(あり/なし) 決定言渡しのみ
	月 日	:	~	:	休延()分 ① : ~待機	実質審理(あり/なし) 決定言渡しのみ
	注) 次の事項がある場合は、その旨備考に記載。 ・休延があり、休延時間中に時間的拘束を受けていない場合はその時間。・①前の事件が長引き、開廷が遅れた場合は、待機開始時間。					
<input type="checkbox"/> 裁判官との面接による打合せを行った。				打合せ日()		
<input type="checkbox"/> 家裁調査官との面接による打合せを行った。				打合せ日()		
特別加算	特別案件	<input type="checkbox"/> 特別案件 ※前任の国選付添人が少年の暴行、脅迫等を理由に解任された事件に選任				
	特別成果	<input type="checkbox"/> 非行事実なし（詳細は別紙「特別成果加算(無罪等)請求書」に記載） <input type="checkbox"/> 示談等の活動あり（詳細は別紙「特別成果加算(示談等)請求書」に記載）（要疎明資料添付）				
環境調整加算	<input type="checkbox"/> 国選付添人の活動として、少年の就学先、就労先又は居住先を確保し、かつ、少年に対し保護処分に付さない旨の決定又は保護観察決定がなされた。					
抗告申立書加算	<input type="checkbox"/> 抗告趣意を記載した抗告申立書を作成・提出した。（要「抗告申立書の写し」添付）					
遠距離面会等・出張	<input type="checkbox"/> 有（詳細は別紙「旅費等請求書」に記載）					
費用	通訳人費用	<input type="checkbox"/> 有（詳細は別紙「通訳料請求書」の通り）				
	謄写費用	<input type="checkbox"/> 有（詳細は別紙「謄写料請求書」に記載）				
	審判準備費用	<input type="checkbox"/> 有（詳細は別紙「審判準備費用請求書」に記載）				
その他	<input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧又は謄写をすることなく、第1回審判期日に立ち会った。 <input type="checkbox"/> 第1回審判期日の前日までに、少年との面会、電話交通又は打合せを行わなかった。 ※少年に対して面会又は打合せの申入れを行ったときは、チェック不要。					
<input type="checkbox"/> 解任	<input type="checkbox"/> 第1回審判期日後				※他の記載事項は上記該当欄に記載。 ※謄写費用を請求する場合は、200枚以下でも記載(要疎明資料添付)	
	<input type="checkbox"/> 第1回審判期日前(<input type="checkbox"/> 解任 <input type="checkbox"/> その他の事情による終局) ※下記に該当する活動があればチェック。 チェックがない場合、活動なしとみなす。					
<input type="checkbox"/> 第1回審判期日前の終局等 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> ①少年との面会、電話交通又は打合せを行った。 <input type="checkbox"/> ②記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ③記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討した。 <input type="checkbox"/> ④少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った。 <input type="checkbox"/> ⑤少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、記録の閲覧又は謄写を行った上、記録を十分に検討した。				(①④⑤において) <input type="checkbox"/> 実際には面会又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。	

※なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被疑者・被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

※報告書提出期間(請求可能日から土日祝日・12/29~1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。提出が遅れた場合は、報酬等をお支払いできなくなることがあります。